

事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 2 5 日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルス Q&A のチラシについて（周知依頼）

標記について、内閣広報室より、新型コロナウイルスに関する Q&A をまとめたチラシを官邸 HP に掲載した旨連絡がございました。（別添してるほか、以下サイトに掲載）

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

内容としては、現在厚労省の HP 広報されている Q&A を、わかりやすくチラシにまとめたものとのことです。

つきましては、つきましては、貴都道府県登録の旅行業者等に対して、周知・掲示をご協力いただけるようご依頼いただきますようお願いいたします。

# 新型コロナウイルスQ&A

令和2年2月22日時点版

心配な時には

**Q1** 風邪のような症状があり心配です。どうしたらいいですか？

**A** 発熱などの風邪の症状があるときは、学校や会社を休むなど、外出を控えてください。毎日体温を測定して記録しましょう。

**Q3** 最寄りの保健所等(帰国者・接触者相談センター)に相談するとどうなりますか？

**A** 電話での相談を踏まえて、感染の疑いがある場合には、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症患者の診察ができる「帰国者・接触者外来」を確実に受診できるよう調整します。

予防について

**Q4** 新型コロナウイルスにはどうやって感染しますか？

**A** 現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。

- ① 感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫による「飛沫感染」
- ② ウイルスに触れた手で口や鼻を触ることによる「接触感染」

医療機関を受診するとき

**Q6** 医療機関を受診するときに気を付けることはありますか？

**A** 複数の医療機関を受診せず、「帰国者・接触者相談センター」等から紹介された医療機関(「帰国者・接触者外来」など)を受診してください。受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

**Q2** 感染したかも?と思ったらどうしたらいいですか？



**A** 以下の場合には、最寄りの保健所等にある「**帰国者・接触者相談センター**」に電話で相談しましょう。

- ① 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く
- ② 強いだるさや息苦しさがある



・重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方に加えて、念のため**妊婦さん**は、こうした状態が2日程度続いたら相談しましょう。

・症状がこの基準に満たない場合には、かかりつけ医や近隣の医療機関にご相談ください。

**Q5** 感染予防のためにできることはありますか？

**A** 以下のことを心がけましょう。

- ① 石鹸やアルコール消毒液などによる手洗い
- ② 正しいマスクの着用を含む咳エチケット
- ③ 高齢者や持病のある方は公共交通機関や人込みを避ける

新型コロナウイルスについて

**Q7** 感染しても症状が出ない人がいますが、その人からも感染しますか？

**A** 現状では、はっきりしたことはわかっていません。通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスをうつす可能性も最も高くなると言われています。



事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 2 5 日

一般社団法人全国旅行業協会会長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルス Q&A のチラシについて（周知依頼）

標記について、内閣広報室より、新型コロナウイルスに関する Q&A をまとめたチラシを官邸 HP に掲載した旨連絡がございました。（別添してのほか、以下サイトに掲載）

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

内容としては、現在厚労省の HP 広報されている Q&A を、わかりやすくチラシにまとめたものとのことです。

つきましては、貴協会の会員に周知・掲示をご協力いただけるようご依頼いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 2 5 日

一般社団法人日本旅行業協会会長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルス Q&A のチラシについて（周知依頼）

標記について、内閣広報室より、新型コロナウイルスに関する Q&A をまとめたチラシを  
官邸 HP に掲載した旨連絡がございました。（別添してるほか、以下サイトに掲載）

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

内容としては、現在厚労省の HP 広報されている Q&A を、わかりやすくチラシにまとめた  
ものとのことです。

つきましては、貴協会の会員に周知・掲示をご協力いただけるようご依頼いただきます  
ようお願いします。